

令和3年第1回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 令和3年3月5日 午前10時00分 開会
午後 5時07分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員13名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	欠員
13番	欠員	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	杉澤茂二	企画部長	吉川正人
総務部長	吉村雅央	市民生活部長	前村芳安
都市整備部長	松本秀樹	産業観光部長	早田幸介
保健福祉部長	森井敏英	こども未来創造部長	井上理恵
教育部長	吉井忠	教育委員会理事	西川育子
上下水道部長	井邑陽一	会計管理者	中井浩子

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	和田善弘
書記	高松和弘	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 9番 増田順弘 10番 岡本吉司

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 施政方針について

- 日程第4 議第2号 葛城市教育委員会委員の任命について
- 日程第5 議第3号 葛城市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第6 議第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 議第6号 葛城市教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第9 報第1号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第10 議第7号 公益的法人等への葛城市職員の派遣等に関する条例を制定することについて
- 日程第11 議第8号 葛城市犯罪被害者等支援条例を制定することについて
- 日程第12 議第9号 葛城市印鑑条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議第10号 葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議第11号 葛城市特別会計条例の一部を改正することについて
- 日程第15 議第12号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程第16 議第13号 葛城市体力づくりセンター条例の一部を改正することについて
- 日程第17 議第14号 葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについて
- 日程第18 議第15号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第19 議第16号 葛城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第20 議第17号 葛城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第21 議第18号 葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第22 議第19号 葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第23 議第20号 葛城市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第24 議第21号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第25 議第22号 工事請負契約の締結について（国鉄・坊城線架道橋道路改良工事）
- 日程第26 議第23号 工事請負契約の変更契約の締結について（葛城市立磐城小学校附属幼稚園改築工事）
- 日程第27 議第24号 工事請負契約の変更契約の締結について（中央公民館及び市民体育館耐震他改修工事）

- 日程第28 議第25号 和解することについて
- 日程第29 議第26号 令和2年度葛城市一般会計補正予算（第10号）の議決について
- 日程第30 議第27号 令和2年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の議決について
- 日程第31 議第28号 令和2年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第5号）の議決について
- 日程第32 議第29号 令和2年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第33 議第30号 令和2年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第34 議第31号 令和2年度葛城市下水道事業会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第35 議第32号 令和3年度葛城市一般会計予算の議決について
- 日程第36 議第33号 令和3年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 日程第37 議第34号 令和3年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 日程第38 議第35号 令和3年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 日程第39 議第36号 令和3年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 日程第40 議第37号 令和3年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 日程第41 議第38号 令和3年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 日程第42 議第39号 令和3年度葛城市水道事業会計予算の議決について
- 日程第43 議第40号 令和3年度葛城市下水道事業会計予算の議決について
- 追加日程第1 議第23号 工事請負契約の変更契約の締結について（葛城市立磐城小学校附属幼稚園改築工事）
- 追加日程第2 議第24号 工事請負契約の変更契約の締結について（中央公民館及び市民体育館耐震他改修工事）

開 会 午前10時00分

西川議長 ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、令和3年第1回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、議場において行われます市長の令和3年度施政方針演説につきましては、録画撮影を行いますので、ご承知おきください。

また、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきお願い申し上げます。

本日、令和3年第1回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会には令和3年度当初予算をはじめ、多くの重要議案が提出されるわけですが、どうか皆様の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染予防の観点から、会議の進行に際して、密閉空間にならないよう出入口を開放しておりますのでご了承願います。なお、発言される際は、マスクを着用したままご発言いただきますようお願いいたします。また、発言につきましては簡単明瞭にいただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

葛城市議会では、会議における議案の審査、所管事務の調査等の充実を図るため、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。なお、傍聴者につきましては情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話等をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いいたします。

ここで報告事項を申し上げます。

初めに、本定例会に提出する議案につき市長から送付がありました提出議案は、議事日程記載の日程第4から日程第43までの40議案であります。議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。また、条例改正議案の新旧対照表を議席に配付いたしておりますので、ご承知おき願います。

次に、監査委員から定期監査並びに例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付しておりますので、ご清覧賜りますようお願い申し上げます。

次に、閉会中に開催されました2つの特別委員会の審査状況について、各委員長より報告を願います。

まず初めに、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会の審査状況について報告を願います。

下村正樹君。

下村道の駅かつらぎに関する調査特別委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、第7回道の駅かつらぎに関する調査特別委員会の審査状況を報告申し上げます。

本委員会は2月15日月曜日、午前9時30分から開催し、道の駅かつらぎに関連する裁判の進捗状況について報告がありました。

まず初めに、南阪奈側道1号線道路改良（その2）工事に含まれる社会福祉法人柘の郷の取壊し費用分について、山下前市長、生野元副市長及び栄和建設株式会社に対して、630万円余りを葛城市に支払うよう請求した事件についてであります。

第1審の判決が令和2年9月29日に出されたことを受け、葛城市、山下前市長、生野元副市長が控訴状を提出していましたが、大阪高等裁判所で受理され、令和3年3月9日に控訴審の初公判が行われることになったと報告がありました。

次に、太田新池線道路改良工事他3件の工事について、山下前市長及び生野元副市長及び有限会社櫻井建材建設に対して、370万円余りを葛城市に支払うよう請求した事件についてであります。

第1審の判決が令和2年6月23日に出されたことを受け、山下前市長、生野元副市長が控訴状を提出していましたが、大阪高等裁判所で受理され、令和3年2月24日に控訴審の初公判が行われることになったと報告がありました。

次に、道の駅建設に当たり、山下前市長及び生野元副市長及び社会福祉法人柵の郷に対して2,500万円を葛城市に支払うよう請求した事件についてであります。

令和2年12月22日に出された第1審の判決では、市の主張が全て認められた。山下前市長、生野元副市長、社会福祉法人柵の郷については、控訴状を提出されたとの報告がありました。

次に、移転代替地に産業廃棄物が埋まっていたとして、社会福祉法人柵の郷が葛城市及び葛城市土地開発公社に連帯して、約3億5,000万円を請求した事件についてであります。

第1審の判決が令和2年12月22日に行われ、葛城市土地開発公社に対し4,077万7,000円を支払うよう判決が出されたため、令和2年12月25日に控訴状を提出、相手方の社会福祉法人柵の郷は、葛城市及び葛城市土地開発公社に対し控訴状を提出されたとの報告がありました。

委員からは、この売買契約に関しては社会福祉法人柵の郷が土地に瑕疵がない状態を確認した後で提供したのではないのか。裁判の中ではどのようなになっているのかという質問があり、葛城市及び葛城市土地開発公社としては、移転先の土地に産業廃棄物が埋まっていることについては瑕疵に当たらないという主張をしている。しかし、今回の裁判で認められなかったため、引き続き今後の裁判で争っていくとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、もし敗訴するようなことがあれば市に落ち度があるということになるため、どこに責任があるのか調査する必要があるとの意見が出されました。

また、今後の委員会の進め方に関しては、これまでに開催した委員会の調査内容について、今年10月の市議会議員選挙までにまとめる必要があるとの意見で委員全員が一致しておりますが、委員会が長期間にわたり、問題点も分かりにくくなっているため、整理する機会が必要であるなどの意見が出されました。そのため協議会を開催し、1つずつ丁寧に論点整理を行い、委員全員が合意できる形を目指して進めていくという方向性を確認いたしました。

以上で本委員会の審査状況についての報告といたしますが、このほかにも各委員から活発な意見が出されておりましたことを付け加えまして、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会の報告といたします。

以上でございます。

西川議長 次に、議会改革特別委員会の審査状況について報告をお願いします。

2番、梨本洪珪君。

梨本議会改革特別委員長 皆様、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催

いたしました議会改革特別委員会の審査状況を報告申し上げます。

委員会につきましては2月15日午後1時30分より開会し、議会改革に関する事項として、一般質問の実施方法に関する事項、議会のハンコレスに関する事項、今後の議員研修等につきまして、協議を行っております。

まず、一般質問の実施時期につきましては、合併当初は定例会の会期の後半、議案採決の終了後に実施しておりましたが、当時の議会改革の中で、他の市議会の状況なども参考にしながら実施時期を変更してきた経緯がございますので、一般質問の実施時期は、これまでどおり会期の前半で実施することを確認いたしました。ただ、付託議案等の委員会審査の前に一般質問を実施することになりますので、委員会審査や採決に直接関係するような内容については事前審査に該当しないよう、議長や所管の委員長とも相談して、質問を実施していくことを併せて確認いたしております。それに伴いまして、発言通告の提出時期については、現在は申し合わせにより招集告示日に開催される議会運営委員会の終了後から受付を開始しておりますが、議案配付後の招集告示日の翌日午前8時30分から受付を開始してはどうかとの提案がございましたので、協議の結果、この3月定例会から受付開始日を変更することを確認し、定例会前に開催いたしました議会運営委員会に報告し、ご承認をいただいております。また、一般質問の理事者側の答弁で、事前に打合せをしていない内容は答弁できないということが多いため、今後検討してほしいとの意見がございました。

次に、議会のハンコレスにつきましては、事務局より葛城市議会におけるハンコ、印鑑の押印状況について説明がございました。全国市議会議長会でも、行政手続等において、原則として押印を廃止するという政府の政策動向を踏まえて押印の見直しについて議論がされており、標準市議会会議規則や各種書式の見直しがされる現状を踏まえて、葛城市議会においても足並みをそろえて進めるべきとの意見をいただきましたので、議会としてもできるところから、議長と相談しながら進めていくことを確認いたしました。

最後に、議会基本条例に規定されている議員研修の充実強化により予算化された、講師派遣に係る議員研修について協議をいたしました。研修のテーマや実施方法については、これまでの協議会などでいただきました議員皆様の意見を参考に、令和3年は議会議員改選の年でもございますので、それらを踏まえて、実施時期も併せて正副委員長に一任していただくことを確認いたしました。

以上で、閉会中に開催いたしました議会改革特別委員会の審査状況についての報告とさせていただきます。

西川議長 閉会中に開催された委員会の審査状況については、以上であります。

最後に、今回提出されました意見書（案）につきましては、既に配付いたしております1件でございます。所管において取扱いについてご協議いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

阿古市長 皆様、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和3年第1回葛城市議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。また、日頃より市政の推進に関しまして多大なるご協力をいただいておりますことに、心より御礼を申し上げる次第でございます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてでございます。近隣府県の緊急事態宣言は解除となりましたが、いまだ予断を許さない状況であることには変わりなく、今後、ワクチン接種も始まりますが、市民の皆様には正確で分かりやすくお知らせするよう努めてまいり所存でございます。

さて、本定例会におきましては人事案件が5件、報告案件が1件、条例改正や一般会計及び特別会計におきます令和2年度補正予算並びに令和3年度当初予算などが34件、合計40件につきましてご審議をお願いするものでございます。それぞれの案件につきましては、提案時にその内容をご説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

市民の皆様一人一人にとりまして住みよいまちづくりの実現に向け、市職員、市役所職員全員が一丸となって努力してまいり決意でございます。後ほど、令和3年度の施政方針におきまして、市長として私の所信を申し述べたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

西川議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番、増田順弘君、10番、岡本吉司君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、議会運営委員長から報告を願います。

11番、西井覚君。

西井議会運営委員長 令和3年第1回葛城市議会定例会の開会に当たり、去る2月24日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議いたしておりますので、その結果についてご報告いたします。

まず初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3において、市長からの令和3年度の施政方針がございまして。

次に、日程第4、議第2号議案につきましては、人事案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、日程第5、議第3号議案につきましても、人事案件でございます。上提し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、日程第6、議第4号及び日程第7、議第5号の2議案につきましても、人事案件でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決は1議案ごとに行います。

次の日程第8、議第6号議案につきましても人事案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、日程第9、報第1号につきましては、報告案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、法の規定により質疑のみを行います。

次に、日程第10、議第7号から日程第23、議第20号までの条例の制定及び一部改正14議案につきましては一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、各常任委員会に付託し審査願います。総務建設常任委員会では議第7号、議第10号、議第11号、議第20号の4議案を、厚生文教常任委員会は議第8号、議第9号、議第12号から議第19号までの10議案をそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第24、議第21号の規約の変更議案につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、日程第25、議第22号から日程第27、議第24号までの工事請負契約関係の3議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、議第22号議案は総務建設常任委員会に、議第23号と議第24号の2議案につきましては、厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

なお、議第23号と議第24号の変更契約に関する2議案につきましては、本日全ての議案が付託された後に本会議を暫時休憩し、直ちに厚生文教常任委員会を開催し、審査を願いたいと考えております。そして厚生文教常任委員会の審査終了後に本会議を再開し、追加日程として議第23号と議第24号の2議案を一括上程し、委員長報告、委員長報告に対する質疑の後、1議案ごとに討論、採決まで行います。

次に、日程第28、議第25号の和解することについては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑まで行い、厚生文教常任委員会に審査を付託いたします。

次に、日程第29、議第26号から日程第34、議第31号までの補正予算6議案と、日程第35、議第32号から日程第43、議第40号までの新年度の予算9議案の予算関係15議案につきましては、一括上程し、その内容の説明を受けた後、一括質疑まで行い、予算特別委員会を設置し審査を付託いたします。なお、今回の予算特別委員会の定数は8名といたしますので、各常任委員会からそれぞれ4名ずつ、会派の調整などを図って委員の選出をお願いします。

以上で1日目は散会いたします。

なお、今回提出されております会議規則一部改正の議員提出議案につきましては、定例会最終日に議案を配付し、付託議案の採決終了後、上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

続いて、会議日程及び会期につきましては、お手元に配付のとおりでございます。会期は本日3月5日から25日までの21日間とし、8日午前10時より本会議、一般質問を行います。9日午前10時より、本会議で引き続き一般質問を行います。10日午前9時30分より総務建設

常任委員会、11日午前9時30分より厚生文教常任委員会を開催いたします。各常任委員会におかれましては、付託議案の審査及び所管事項の調査について審査をお願いいたします。12日は午前9時30分より予算特別委員会を開催し、補正予算関係の付託議案の審査をお願いします。16、17日は午前9時30分から、18、19日は午後1時より予算特別委員会を開催し、当初予算関係の付託議案の審査をお願いします。23、24日は予備日とし、25日午前10時より本会議を開催し、初めに会期中に行われました各常任委員会における調査事項についての審査状況を各委員より報告願います。その後、各委員会に付託された議案につきましては、各委員長より審査結果についての報告を願い、質疑、討論の後、採決まで行い、そして、先ほど申しあげました議員提出議案の審議を行います。

会議日程及び会期につきましては、以上でございます。

次に、今回提出されました意見書（案）につきましては、既に配付しておりますとおり、1件でございます。所管においてご協議をお願いいたします。

最後に、一般質問についてでございます。先ほどの議会改革特別委員長より報告がありましたが、今回より発言通告の受付開始日時を変更することを承認しております。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は2回まで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は、回数に制限ございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含め1人60分以内といたします。なお、反問時間は制限時間に含めません。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

西川議長 ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日5日から25日までの21日間とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日5日から25日までの21日間とすることに決定をいたしました。

重ねてお諮りをいたします。

議案審議につきましても、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第3、施政方針について。

市長より令和3年度の施政方針を受けます。

阿古市長。

阿古市長 本日、令和3年第1回葛城市議会定例会の開会に当たりまして、議員の皆様のご健勝を心からお喜び申し上げますとともに、平素から市政の推進にご尽力いただいておりますことに、衷心より感謝を申し上げます。

ここに、新年度の当初予算案をはじめ、重要案件のご審議をお願いするわけでございます

が、市政に取り組む私の所信をまず申し述べ、議員の皆様並びに市民の皆様のご支援とご協力を賜りたいと存じます。

さて、昨年来新型コロナウイルス感染症が全国的に感染拡大し、本市の経済や産業、市民の皆様暮らしなど、多方面にわたって甚大な影響を及ぼしております。このような状況を受け、本市では市民の皆様命と暮らしを守るために、対策として、医療、福祉、教育、経済等の様々な分野から支援を行っております。さらに、コロナ対策、支援を一層強化するため、昨年4月に新型コロナウイルス対策室を設置し、国の特別定額給付金事業をはじめ、プレミアム付商品券の販売等を実施してまいりました。引き続き、感染症対策をはじめ負担軽減策や市内経済活性化策を講じてまいります。また、感染対策の決め手となります前例のない規模となるワクチン接種の開始が目前に迫っております。万全の接種体制の構築を図るとともに、今後国が示す優先順位に応じて、順次接種券を発送し、全市民の皆様早期に接種していただけるよう、国や県、市内医師会との連携のもと準備を進めているところでございます。

なお、ワクチン接種の予約方法につきましては、コールセンターでの電話予約はもちろんのこと、無料通信アプリのLINEで予約できるシステムを導入し、24時間受付可能な対応をしてまいります。このアプリは、今後行政からの情報提供や各種相談や申込みも行えるものとなるよう、構築してまいりたいと考えております。ただいま、ワクチン接種に向け着実に準備を進めておりますので、いましばらくお待ちくださいますようお願いを申し上げます。

同じく、コロナ禍にあっても市民の皆様生活を守り、子どもたちを育み、進めていくべき施策の歩みを緩めることはできません。東洋経済新報社が全国812市区を対象に公表している住みよさランキングで、葛城市は前回の順位から3ランクアップした全国第31位、近畿地区では第2位という高評価を得ております。これは、市民の皆様を第一に考えたまちづくりに対する成果の表れだと感じております。この結果に甘んじることなく、2期目の4年間は、「市民第一の住みよいまちづくり」を引き続き根底に据えつつ、「教育環境の充実と子育て支援」、「高齢者の医療福祉の充実」、「尺土駅前開発と産業の活性化」、「堅実な財政への改革と健全化」、「市民の生命・財産を守る災害対策」、「利権政治からの脱却」、「環境にやさしい葛城市」を政策の軸として、事業を推進してまいります。

また、あらゆる世代の市民の皆様が安心して暮らせる行政サービスを提供していく観点から、自主財源を安定的に確保し、財政の健全化を維持していく必要があると考えております。日本全体で少子化が進む中、本市においてはなお増加している状況にあるものの、定住人口の更なる増加、特に若い子育て世代の人口の増加が図れるよう、子育て支援や住環境整備、良好で安定的な雇用の確保に努めてまいります。そのためには、まず保育所の待機児童の解消を図るべく、民間の力も活用しながら、様々な対策を講じてまいります。

さらに、大規模水害に備えたため池の治水対策に引き続き取り組んでいくとともに、豊かな自然環境を生かした農業振興や企業誘致等による雇用創出等に力を入れてまいります。

そのほか、當麻庁舎の危険性排除につきましては、設置していただいた委員会で議論を尽くし、議員の皆様のご意見も踏まえながら、可能な限り早期の実現に向けて取り組んでまい

ります。さらに、県有施設である社会教育センターの今後の活用について、引き続き県をはじめ関係機関との協議を進めてまいります。

それでは、新年度の主要な施策の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

1. 調和・共助～多種多様な価値観が共存するまち～。

(1) 市民みんなが活躍できる社会の構築。

地域福祉計画の推進であります。少子高齢化等の社会情勢の変化や、暮らしの多様化に伴う生活課題の複雑化を踏まえ、福祉分野では制度、分野ごとの縦割りや、支え手と受け手という関係を超越して、地域に暮らす全ての方々がそれぞれ役割を持ち、支え合いながら公的な福祉サービスと協働する地域共生社会の実現を目指すことが必要とされております。本市におきましても、地域共生社会の実現に向け、地域福祉計画を踏まえ、多様な分野との連携による地域づくり、共生の文化が広がるまちづくりを推進してまいります。

在宅医療・介護連携推進事業であります。医科、歯科、薬科等の医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを生涯にわたり続けていくことができるよう、在宅医療と介護サービスの一体的な提供体制の実現を目指してまいります。その実現に向け、医療介護関係者の顔の見える関係づくりを目指した多職種連携研修会の開催や、病院から在宅等へのスムーズな支援を行う入退院調整ルールの周知、運用を進めてまいります。

介護予防・日常生活支援総合事業であります。効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開により、要支援状態等の高齢者の自立促進や、重度化予防を一層推進してまいります。また、介護予防リーダーの育成を図り、地域での通いの場となる自主運動教室の継続や立ち上げを支援するなど、いつまでも健康で生き生きとした暮らしが続けられることを目的とした事業を展開してまいります。

障がい福祉の充実であります。障がい者福祉につきましては、障がい者が自ら望む地域生活を営めるよう、いわゆる障害者総合支援法に基づき、生活と就労に係る支援の一層の充実を図るとともに、高齢障がい者が介護保険サービスを円滑に利用できるよう、引き続き取り組んでまいります。あわせて、障がい児福祉につきましても、児童福祉法に基づき、障がい児支援の多様なニーズにきめ細かく対応するため、サービスの質の確保、向上に向けた体制構築に引き続き取り組むとともに、障がい児、障がい者のそれぞれのライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図ってまいります。

インクルーシブ教育システム推進事業であります。特別な支援を要する子どもへの就学前から学齢期、社会参加まで切れ目のない支援を行うことを目的に、こども・若者サポートセンターを調整機関としたこども・若者支援地域協議会を設置しております。この協議会の障がい支援部会を中心に、教育、保健、福祉、労働部局等の関係機関が連携して支援を行う仕組みづくりを構築してまいります。就学前には幼児健診時の臨床心理士による相談や発達相談、療育教室やこども・若者サポートセンターでの事業を行い、更に保育所、幼稚園、小学校、中学校での臨床心理士による巡回相談を行うなど、乳幼児健診後のフォローシステムを構築し、子どもとその家族への切れ目のない支援に取り組んでまいります。

人権の尊重であります。部落差別解消推進法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法の施行など、人権擁護の法整備が進む一方、インターネット上での人権侵害やヘイトスピーチの横行、また新型コロナウイルス感染症に関連した誹謗中傷や風評被害などの人権侵害が大きな社会問題となっております。市民一人一人が人権を自分自身の問題として捉え、正しく理解し、社会的弱者を置き去りにせず、当たり前のように命と人権が守られるよう、講演会や市民講座等の教育・啓発を行い、関係機関、団体等と連携し、人権尊重の精神が基盤となったまちづくりを進めてまいります。

男女共同参画事業の推進であります。第2次葛城市男女共同参画基本計画に基づき、「性別にとらわれず、一人ひとりの個性が輝く 男女共同参画のまち」を目指して、固定的な性別役割分担意識を払拭し、女性の活躍を支援し、男女共同参画社会の更なる推進に努めてまいります。特にDVは重大な人権侵害であり、コロナ禍での増加は子どもに対しても計り知れない影響を及ぼすものでございます。女性の悩みに寄り添う相談事業とともに、当市でデザインいたしましたパープル・オレンジリボンバッジを着用し、DVと児童虐待の防止の啓発を行ってまいります。

生活困窮者等への支援であります。生活困窮者等の仕事がなかなか見つからない、住むところがなくなりそうなどの相談に、専門職員が相談者に寄り添いながら包括的な対応をするとともに、個々の状況に合わせた支援プランを作成し、他の関係機関と連携して、生活再建まで継続的に支えてまいります。また、社会との関わりに不安があるなど、直ちに就労等が困難な方に対しましては、一般就労に向けた計画的かつ一貫して実施される基礎能力形成段階からの支援に引き続き取り組んでまいります。

合同企業説明会であります。就業支援策として、働きたい人が働けるまちづくりを実現するため、企業、事業所と求職者のマッチングの場を創出することを目的に、合同企業説明会を開催いたします。各企業の担当者から求職者に企業情報や業務内容等の説明を直接行っていただくことで、就業内容の理解がより深まり、就業後のミスマッチを減少させるなど、職場への定着率の向上を図ってまいります。同時に、関係機関による個別相談も実施し、求職者の支援を行ってまいります。なお、求職者には職種や勤務体系等についての選択肢の増加が、企業においてはよりよい人材の確保が図れるよう、近隣市とともに開催してまいります。

(2) 豊かな自然の保全・継承。

ごみの減量化・リサイクルの推進であります。新クリーンセンターの稼働開始と同時に始めましたプラスチック製容器包装の分別も、市民の皆様のご協力でご協力に順調に進んでおります。今後もリサイクルプラザにおけるごみのリサイクル事業と併せ、より一層ごみの減量化を図ってまいります。

美しいまちづくりの推進であります。生活環境を保全し、美しいまちづくりを推進するため、違反簡易広告物追放推進団体等による貼り紙等の違反広告物の除去活動を推進いたします。また、引き続き市内一斉清掃等の実施を支援するとともに、各地域の環境委員のご協力により、不法投棄の監視体制を強化してまいります。

各種森林・林業施策であります。森林環境譲与税事業による森林整備事業といたしまして、

枯れ木等の伐採を行うとともに地籍調査が行われていない山林部の地番図作成を行い、今後の間伐等の事業に役立つ調査を行ってまいります。また、乳幼児期から木に接し、自然素材を感じ、豊かな心を育む木育推進事業について、吉野町と相互連携協定を結んでおり、引き続き取組を実施いたします。

吸収源対策公園緑地事業であります。葛城市緑の基本計画における総合的な緑地の配置計画に基づき、計画的な公園整備を行うことにより、市民の皆様にとって潤いのある生活環境づくりを進めるとともに、地域のコミュニケーションの場を創出する事業を引き続き実施してまいります。また、しあわせの森公園につきましても、引き続き彩りのある植栽を行い、市民の皆様や来訪者の方々の憩いの場として整備をしてまいります。

公園施設長寿命化対策支援事業であります。都市公園施設の老朽化に伴う更新費用が今後増大し、市の財政を圧迫することが予想されることから、長寿命化の考え方に基づき施設の更新等を行うことで、ライフサイクルコストの低減を図るとともに、適正管理により公園利用者の安心・安全を確保してまいります。

再生可能エネルギーの利活用であります。新エネルギー等システム設置補助事業につきましては、住宅用太陽光発電システム並びに家庭用燃料電池のコージェネレーションシステムの設置に対して、引き続き補助を行い、温室効果ガスの削減に努めてまいります。

(3) 歴史・文化と調和的な地域づくりであります。

歴史や文化の保護・活用。歴史文化遺産を守り、後世に伝えるため、市内各所の国宝・重要文化財等の指定文化財の保存修理等に対する事業助成や、史跡地の緑化環境保全、市内遺跡の発掘調査を実施してまいります。また、歴史博物館では春季企画展として「葛城山麓の集落遺跡」と題する展示会を開催いたします。脇田遺跡の調査結果を活かし、竹内、太田の集落遺跡を交え、当時の葛城山麓地域の様子を市民皆様にご紹介してまいります。さらに、秋季特別展として「葛城の古墳と交通路」と題する展示会を開催いたします。竹内街道が走る市という特性を鑑み、様々な歴史と交通路を絡めて考えるという視点は、本館の特徴となっております。今回は古墳と交通路の関係に注目し、広く葛城地域の古墳文化にいかなる影響を与えたのかを考える展示会にしたいと考えております。

危険空き家等の解体工事補助事業であります。今後、増加が見込まれる老朽化した危険な空き家の発生を未然に防止し、地域の安全性の向上に資するため、市内における防災・防犯上危険な空き家の解体工事に係る費用の一部につきまして、補助を新たに実施いたしてまいります。

すむなら葛城市住宅取得補助事業であります。国内の多くの自治体で人口減少が進む中、本市では人口が増加傾向にあります。今後も人口の安定した増加を維持していくため、引き続き、すむなら葛城市住宅取得補助事業を実施してまいります。

移住支援金交付事業であります。県内企業等の人材不足の解消及び地域課題の解決並びに市内への移住・定住の促進を図るため、県と共同して、東京圏から市内に移住し、県内で就業または起業する方に対して、移住支援金の支給を行ってまいります。

2. 壮健・学習～心と体が健やかに育まれるまち～。

(1) 誰もが生涯健康で過ごせるまちづくり。

コロナ禍における安全な保健事業体制の確保であります。各種保健事業は、市民の皆様の健やかな暮らしを守り、健康寿命を延伸する大切な事業でございます。特に生後4か月から3歳6か月までの間に実施する乳幼児健診は、子どもの健やかな育ちを見守り、保護者のサポートをする場でもあります。コロナ禍においても感染等の不安を感じることなく、適切な時期に安心して受診をしていただけるように、ソーシャルディスタンスの確保に努め、感染対策を講じて実施してまいります。また特定健診、がん検診ではより多くの方に受診していただけるよう今まで以上に分かりやすい周知に努めるとともに、感染対策に工夫を凝らしながら集団健診の機会を確保してまいります。

認知症施策推進事業であります。認知症高齢者や介護する方々が安心して在宅生活を送ることができるよう、環境整備を行ってまいります。そのため、新たに認知症を初期段階から発見できる検査の仕組みを構築し、認知症の進行を遅らせることや、認知症を予防できるような認知症予防教室を開催するとともに、徘徊高齢者等による事故の損害賠償保険に市が加入をいたします。

生活支援体制整備事業であります。互助を基本とした高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進することを目的として、市内に生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員を配置しております。また、有識者、民生委員、区長会の代表等で構成される市内全域を対象とした第1層協議体及び地域の有志の方々と構成される中学校区を対象とした第2層協議体を設置し、葛城市社会福祉協議会とともに、地域での支え合い、助け合いを目的としたワークショップの開催と連動させた地域における仕組みづくりを支援し、高齢者の社会参加や介護予防の推進等を図ってまいります。

乳幼児等医療費助成事業であります。子どもの健やかな成長や保護者の経済的負担の軽減を目的に、乳幼児等医療費助成事業を実施しております。令和元年度からは助成の対象年齢を15歳から18歳までに引き上げ、制度の更なる充実に取り組んでいるところでございます。また、未就学児については令和元年8月から現物給付方式を採用することにより、窓口において一部負担金のみお支払いいただく形となり、経済的負担が減ることで、子育て家庭への支援の一助になっているものと考えております。あわせて、ひとり親家庭、未熟児医療を含む子育て家庭への医療費助成につきましても、引き続き実施してまいります。

国民健康保険事業・後期高齢者医療制度についてであります。国民健康保険は、全ての国民が安心して医療を受けれる国民皆保険制度の中核を担い、市民の皆様の医療の確保と健康の維持増進のために貢献してまいりました。安定した制度運営を図るため、現在は都道府県が財政運営の責任主体となっておりますが、資格の管理、保険給付の決定、保険税の賦課徴収、保健事業の実施など、皆様に身近な業務につきましても、引き続き県との連携の下実施してまいります。保健事業につきましても、生活習慣病の早期発見、重症化の予防、改善を図ることを目的とする特定健康診査、特定保健指導について、受診勧奨事業や、節目年齢対象者への無料クーポン券の交付等による受診率の向上、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを中心とした保健指導事業の充実に努め、市民の皆様の健康というかけがえのない財産を守

るとともに、医療費の適正化を図りつつ、県と連携して国民健康保険の安定した運営に努めてまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合との連携の下、被保険者の皆様が安心して医療サービスを受けることができるよう注力しております。また、今後も歯科検診の実施など、保健事業の推進や、医療費適正化事業に積極的に取り組みながら、持続可能な制度の運営に努めてまいります。

東京2020オリンピック聖火リレー運営事業。新型コロナウイルス感染症の影響による1年の延期を経て、平和の祭典オリンピックが今年、東京で開催される予定でございます。開催に当たり、東京2020オリンピック聖火リレーが、3月25日の福島県を皮切りに、7月23日までの間、全国47都道府県で実施され、そのうち4月11日、12日の2日間は奈良県内で開催されます。本市におきましては、4月11日の日曜日に屋敷山公園から道の駅かつらぎの区間を、8人のランナーが聖火を引き継ぐ予定となっております。

(2) 教育・学習による未来の市民づくり。

こども・若者支援事業についてであります。妊娠期からおおむね40歳までの方を対象に、子育て全般、不登校、ニート、ひきこもりなど社会的に困難を有する子ども・若者を支援するため、ワンストップ総合相談窓口として、こども・若者サポートセンターが切れ目のない支援及び情報の一元管理を引き続き行ってまいります。また、子育てが困難な状況にある方には、こども・若者サポートセンターが要保護児童対策地域協議会の調整機関として、関係機関との連携の下、支援に当たるとともに、センター内に子ども家庭総合支援拠点を設置し、必要な支援に取り組んでおります。これらのこども家庭支援事業とともに、相談業務の充実に努めてまいります。さらに、人との接触削減が求められる中、全国レベルで深刻化する社会的な孤立、孤独に対し、誰ひとり取り残されることがないように、未然に防止する取組を進めてまいります。

保育所事業についてであります。共働き家庭の増加や核家族化が進む中、子育て世代の保育ニーズは年々増加しております。令和元年10月からは保育の無償化も実施され、新年度の公立保育所入所希望者数は例年を大きく上回る状況にあります。保育士資格を持つ未就職者や離職者を対象とした人材発掘事業である潜在保育士等再就職支援・登録事業を引き続き実施しながら、保育士の確保に努め、保育ニーズに対応してまいります。また、保育ニーズの高まりから、全国的に待機児童の発生が問題となっており、本市においても特に0歳から2歳児の低年齢児において、待機児童が生じております。今後も市内私立保育園との更なる連携に加え、小規模保育事業所の新規募集や認定こども園について検討するなど、民間の力も活用しながら、待機児童の解消に努めてまいります。加えて病児保育事業では、大和高田市及び香芝市との協定により2か所の病児保育所を設けることで、利便性の向上を継続してまいります。一時預かり事業や延長保育事業につきましても引き続き実施し、保育サービスの安定提供を図ってまいります。

学童保育事業についてであります。学童保育事業につきましては、新たに新庄小学校区学童保育所の建設を予定しております。また、コロナ禍にあるものの、新年度におきまして

も多数の入所申込みをいただいている状況でございます。今後も入所児童を見守る支援員や補助員の適切な人員配置を行い、安定した運営を図るとともに、子どもたちが安心して過ごせる生活の場を提供し、子どもたちの健全な育成が図れるよう、引き続き学童保育所の環境づくりに努めてまいります。なお、シルバー人材センターの方々との世代間交流や、令和元年度から実施しております国際交流員との英語体験学習も継続をしております。

産後ケア事業についてであります。心身ともに支援を必要とする産後1年未満の母子の方に対して、専門職による心身のケアや育児のサポート等を、宿泊型、またはデイサービス型により、産後ケア事業として新たに実施をしております。妊娠から出産、子育ての切れ目のない支援体制の一層の充実を図ってまいります。

学校・地域パートナーシップ事業についてであります。地域住民と児童・生徒との異世代交流を通じて地域の連帯感を強め、地域の教育力向上にもつなげることを目的に、市内各小・中学校に地域コーディネーターを配置するとともに、PTAや学校支援ボランティアの皆様のご協力を得ながら、学習支援活動、生活・安全支援活動、環境整備支援活動等を引き続き実施してまいります。

小・中学校、幼稚園各所工事についてであります。令和2年度に引き続き、児童・生徒の健康維持と、学習に集中できるための環境整備といたしましては、各小・中学校の洋式化を含めたトイレ改修を計画的に順次実施してまいります。また、施設をできるだけ長く使用するといった長寿命化の考え方にに基づき、学校、幼稚園施設の改修・整備を計画的に進めてまいります。

電子図書館事業についてであります。令和2年12月から運用を開始いたしましたかつらぎし電子図書館は、図書館への来館が困難な方や、図書館の開館時間中に利用ができない方、さらにコロナ禍で外出を自粛される方など様々な方々に、いつでも好きな時間に図書館の本を利用していただけよう、市民の皆様の利便性を高めることを目的に導入いたしました。今後はコンテンツ数を増やし、市民の皆様に豊かな読書の機会を提供するとともに、将来的に学校教育と連携し、電子図書館が葛城市の知の拠点となるべく取り組んでまいります。

G I G Aスクール構想の実現についてであります。令和時代のスタンダードとして整備された国のG I G Aスクール構想により、児童・生徒1人1台端末の配備が完了いたしました。今後は多様な子どもたち一人一人が個別最適化された学びにより、資質・能力が一層確実に育成できる教育、I C T環境を実現するため、支援員を増員配置し、I C T機器の活用能力を高め、子どもたちの確かな学力の育成に努めてまいります。

プログラミング教育の実施についてであります。これからの子どもたちにはグローバル化や情報化の進展による社会の変化に対応し、課題を発見し解決する力が必要となってまいります。令和2年度から小学校で、新たな時代に対応するための教育となるプログラミング教育が必修化され、引き続き効果的な指導方法の研究や教材備品の整備を推進するとともに、プログラミングを通じた論理的な思考力の向上に取り組んでまいります。

学校給食事業についてであります。給食の食材費購入助成を引き続き行いながら、安心・安全を第一に考え、おいしく楽しい給食となるよう、調理や献立を工夫し、栄養バランスの

取れた魅力ある給食を提供してまいります。また、米飯給食に葛城市産ヒノヒカリを使用するほか、地元の新鮮な野菜等を積極的に取り入れながら、郷土料理の発掘と提供に努め、地域の自然・文化・産業等に関する理解と、生産者の努力や食に関する感謝の気持ちが育まれるよう、学校給食を通じて地産地消と食育の推進に努めてまいります。これからも多くの子どもたちが給食を食べられるよう、アレルギーにも対応したおいしい給食を提供してまいります。

(3) 生涯学習による豊かな心の涵養。

学術・文化活動の振興についてであります。中央公民館、當麻文化会館におきましては、教育、学術、文化向上のため、教室、講座を開催し、市民の皆様の学習活動を支援するとともに、仲間づくりなど交流の機会を提供してまいります。また、身近な地域分館などにおいて、市民皆様が多様な学びを通して交流を深め、活動の輪を広げていただけるよう、移動講座を開催いたします。また、学習拠点でもある中央公民館におきましては、利用者の方々に安心・安全かつ快適に学んでいただけるよう、空調設備の改修工事や、屋敷山公園駐車場地下通路に手すりを設置するとともに、滑り止め工事を進めてまいります。

文化会館におけるイベントについてであります。新庄文化会館では、良質な芸術・文化に触れる機会を幅広い世代の方々に提供することを目的として、ファミリーコンサートや著名人の講演会、毎年恒例の市民劇団風塾定期公演など、様々な分野の催しを企画しております。當麻文化会館では夕涼みコンサート、クリスマスコンサート並びに市民劇団くすのきの定期公演等を企画しております。また、両館ともに新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今後の情勢に注視し、催物により座席数の制限を行い、無観客公演や動画配信を行うなど、状況に応じた柔軟な工夫、対策に努めてまいります。

3. 活力・安全～にぎわいあふれる安心なまち～。

(1) 住みよいまちを支える社会基盤の実現。

「ぐるっとかつらぎ」公共交通事業についてであります。コミュニティバスにおきましては、令和2年9月から、市民の皆様からの要望が強かった大和高田市立病院前ロータリー内への乗り入れを行っております。さらに新年度につきましては、このコロナ禍の下、市民の皆様への支援策といたしまして、乗車料金の無償化を予定しております。

尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業についてであります。尺土駅前周辺整備事業につきましては、近鉄尺土駅前を中心とした駅周辺の住居を含む地区の整備をまちづくりの重点施策として位置づけ、駅前広場、立体横断施設等を整備することにより、駅利用者をはじめ市民皆様の円滑な移動と安全が確保できるよう、早期の事業完了を目指し、引き続き推進してまいります。国鉄・坊城線整備事業につきましても、市民の皆様が円滑で安全な移動を確保するため、道路拡幅工事及びJR大和新庄駅北側の架道橋拡幅工事の早期の事業完了を目指し、引き続き推進してまいります。

社会資本道路改良事業についてであります。市道新町・柳原線は新村工業団地の中心部を横断する路線で、県道樫原新庄線と市道忍海・柳原本線を結び、本市の工業地域における人や物の流れを支えるための重要な路線であり、早期の事業完了に向け推進してまいります。

また、地域交通の安全確保を目的として、兵家・南今市線、県道御所香芝線との交差点改良事業を進めてまいります。

橋梁定期点検事業・道路新設改良事業についてであります。道路橋、横断歩道橋等の定期点検義務化に伴い、長寿命化の考え方にに基づき、橋梁の計画的な維持・管理に取り組んでまいります。なお、橋梁定期点検事業の調査により、危険度が比較的高いと判定された橋梁につきましては、早期の修繕実施に努めてまいります。また、道路新設改良事業や道路維持事業を適切に実施することにより、市内の道路インフラを常に良好な状態に保ち、市民の皆様への安全確保をしてまいります。

上下水道事業。水道事業につきましては、引き続き原水確保に関係地域のご理解とご協力をいただきながら、県営水道から100万トンの受水を行い、水質の安全対策を万全にしつつ、安定供給に努めてまいります。また、各浄水場の設備更新につきましては、水質の安全対策、安定供給を前提に、令和2年度に策定した各浄水場の老朽度調査や補修整備計画に基づき計画的に実施するとともに、管路の老朽化による漏水、濁り水対策として耐震管への布設替えを順次進めてまいります。あわせて、新水道ビジョンに基づき中長期的な投資計画と将来の損益・収支予測を踏まえた上で経営基盤の強化を図り、安定した水道事業の運営に努めてまいります。また、県営水道一体化につきましては、本市におけるメリットやデメリットを見極めながら、協議・検討を進めてまいります。また、地震等の災害による停電発生時においても必要な水が供給できるよう、新たに市内3浄水場のうち、県営水道（浄水）を受水していない浄水場に非常用発電装置の設置を行ってまいります。下水道事業につきましては、令和2年度から地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行しております。公営企業会計における財務諸表を作成することにより、下水道事業の経営成績や財政状態を正確に把握し、健全な経営の確保に取り組んでまいります。また、管渠布設工事を引き続き実施するとともに、水洗化の普及促進及び環境衛生の向上に努めてまいります。

（2）産業振興による地域の稼ぐ力の向上。

各種農業施策についてであります。農業施策につきましては、農林水産業・地域の活力創造プランや、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、日本型直接支払制度として農地資源向上活動を実施し、地域内の農業者等が共同で取り組む地域活動を支援してまいります。また、葛城山麓地域7か大字では、葛城山麓地域協議会として農村資源を活用した地域づくり事業に取り組んでいただいております。地域農業の在り方の検討を進め、地域営農の活性化と地域間相互の豊かで潤いのある生活設計を目指してまいります。加えて、葛城山麓ウォークを開催し、各大字で収穫された農作物や食品の販売などを通じてウォーク参加者とふれあい、地域の活性化を図るとともに、各大字と相互協力しながら新しい農産品等の地域ブランドの構築に向け、取り組んでまいります。

さらに、土地改良事業では農業基盤整備促進事業と、水と農地活用促進事業等を実施し、生産基盤と農村生活環境の整備を推進してまいります。

企業・宿泊施設誘致についてであります。企業誘致につきましては、県との連携を更に深めながら、工業系ゾーンとして設置されている薑・新町地区において、優良企業等の誘致、

受入れを優先的に行ってまいります。あわせて、他の地域につきましても、地域振興産業の受入れを、関係機関のご協力をいただきながら推進してまいります。また、宿泊施設につきましても、観光振興、雇用機会の創出、地域経済の活性化を図るため、積極的に誘致活動を行ってまいります。

中小企業資金融資制度・商工会補助金等についてであります。新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業等への対応が喫緊の課題となっており、中小企業資金融資制度、中小企業者経営改善資金利子補給、創業支援資金を引き続き実施し、経営の安定化を図ることで、地域経済の振興を図ってまいります。また、保証協会や金融機関から経済状況等の情報収集を行い、更なる利用者の拡大を図れるよう検討してまいります。加えて、本市の創業者支援事業計画において、特定支援事業者に位置づけられております商工会との連携も密にしながら、商工業者の支援をしてまいります。

相撲館事業についてであります。新型コロナウイルス感染予防対策を実施した上で、他の観光地と差別化を図ることを目指し、「相撲発祥の地・葛城市」として、国内はもとより海外にもその伝統文化を積極的に発信することで、シティープロモーションにも寄与してまいります。

近隣地域との観光施策の連携についてであります。近隣地域との観光施策の広域連携といたしましては、近隣5市町で構成される葛城地域観光協議会、相撲発祥の地である3市で構成される大和まほろば相撲連絡協議会、日本遺産を活用するため、大阪府、奈良県及び街道沿いの10市町村で構成される、竹内街道・横大路（大道）活性化実行委員会、及び大阪府、奈良県、和歌山県及び19市町村で構成される葛城修験日本遺産活用推進協議会、大阪府、奈良県、和歌山県及び10市町村で構成されるダイヤモンドトレール活性化実行委員会などの構成自治体とともに、相乗効果が発揮されるようPR活動を行ってまいります。また、山麓地域を中心とするマイクロツーリズムに対応したウォーキングルートの作成を行い、近隣地域との観光施策の連携に努めてまいります。

（3）安心・安全な生活環境の整備。

自主防災組織等の強化についてであります。各大字の自主防災組織の連携強化を図るとともに、地域防災力の充実強化のため、自然災害等の発生時に地域における防災リーダーとして活動いただく防災士に対する支援や、令和2年度に作成いたしました地域防災マップを活用し、自助・共助の精神が培われた自主防災組織の活動支援を引き続き行ってまいります。あわせて、災害発生時には自主防災組織、消防団、奈良県広域消防組合、災害対策本部が一体となって被害の軽減に努めてまいります。

災害・火災等発生に対する備えについてであります。葛城市地域防災計画に基づき、市民の皆様生命や財産を災害から守るとともに、減災の観点から、関係機関との適切な役割分担や相互の連携協力が迅速に実現できるよう、訓練等を行ってまいります。あわせて、高齢者や身体の不自由な方々の要援護者に対し、災害時に情報を迅速にお伝えできるよう、支援体制の強化を図ってまいります。

次に、災害応援協定の充実を図るとともに、既存木造住宅の耐震化を促す、既存木造住宅

耐震診断助成事業や、既存木造住宅耐震改修工事補助金交付事業を引き続き実施してまいります。さらに、全世帯を対象に配布されている防災行政無線戸別受信機を通じて、市民の皆様に防災情報を確実にお伝えするとともに、消防設備の充実といたしまして、消火栓等の設置につきましても、葛城消防署や各大字と協議しながら計画的に進めてまいります。

ため池による治水対策についてであります。近年の異常気象による集中豪雨や住宅開発等により、大規模な浸水被害が発生する危険性が高まっております。この大規模水害に備えた減災対策の一環として、ため池を利用した治水対策に引き続き取り組んでまいります。

農村地域防災減災事業についてであります。老朽化に伴う機能低下により、災害時に倒壊のおそれが生じている農業水利施設につきましては、被害発生を未然に防止するために、計画的に工事・調査を進めてまいります。新年度におきましては、ため池1か所の測量設計を行ってまいります。

感震ブレーカーの補助事業についてであります。過去に発生した大地震における火災では、電気関係による火災が過半数を占めたという実情を踏まえ、電気火災の防止に有効な感震ブレーカーの普及・啓発を図るため、感震ブレーカー設置費用の一部を補助する制度を引き続き実施してまいります。

建築物耐震改修促進事業についてであります。地震等の自然災害や、老朽化に伴うブロック塀等の倒壊による事故の未然防止や、道路等の安全を確保することを目的といたしまして、ブロック塀等の撤去や改修費用に対する補助制度を実施しております。令和2年度に改訂いたします葛城市耐震改修促進計画に基づき、引き続き事業を進めてまいります。

新庄スポーツセンター整備事業についてであります。昭和55年建築の新庄スポーツセンターは、令和2年度実施の耐震診断の結果、耐震基準を満たしていないことが判明したため、新年度に耐震補強工事に係る設計業務を委託いたします。指定避難所としての安全確保と日常の利用者の安全確保のため、早急に対応してまいります。

自動車急発進等抑制装置の補助事業についてであります。高齢者運転の誤操作による痛ましい事故の増加を受け、令和2年度に創設いたしました後付け急発進等抑制装置の設置費用に対する補助制度を引き続き実施することにより、交通事故防止と事故時の被害軽減を目指してまいります。

児童の登下校等に伴う安全の確保についてであります。児童の登下校時の安全を確保するため、青色防犯パトロールカーによる市内巡回を実施するとともに、交通安全母の会、交通対策協議会等の皆様による交通安全意識の啓発活動を引き続き実施してまいります。また、交通事故多発地点等の危険箇所につきましては、啓発看板の設置や、交通指導員による定期的な巡回を行い、交通事故の抑制に努めてまいります。

消費生活相談事業についてであります。架空請求、悪徳商法、ネット利用に伴うトラブル等、複雑・多様化する消費者問題に対応するため、消費生活相談窓口を御所市との広域連携により引き続き実施し、相談体制の一層の充実を図ってまいります。また、消費トラブルの未然防止に向けた消費者教育や啓発活動を推進することにより、消費者の自主解決力の強化を図り、消費者の安心・安全を醸成するよう継続的に取り組んでまいります。

4. その他であります。

新庄庁舎・新庄健康福祉センター空調設備等の更新についてであります。新庄庁舎では建築後33年が経過し、建築時に設置された空調設備においても、老朽化による空調能力の低下が進行していることから、庁舎設備の長寿命化を図るため、空調設備を更新してまいります。また、新庄健康福祉センターにつきましても空調設備を更新するとともに、照明のLED化について検討してまいります。

マイナンバーカード交付円滑化事業についてであります。国は、安全・安心で利便性の高いデジタル社会を可能な限り早期に実現する観点から、令和4年度中にはほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指しています。本市においても市民の皆様の利便性向上のため、計画的にマイナンバーカードの普及に努めているところでございます。来庁された皆様に積極的に申請を促し、写真を無料で撮影し、申請完了までを支援しております。さらに身近な場所で申請していただけるよう、地区公民館や市の施設、ご協力いただいている市内企業やスーパー等へ職員が出張し、申請を受け付けております。また、仕事や学校等で平日の時間内にお越しいただけない方につきましては、平日の時間外や休日に交付日を設けて対応するとともに、休日の交付につきましても回数を増やし、地区公民館や市の施設での交付を行うなど、マイナンバーカード取得促進のため引き続き柔軟に対応してまいります。

友好自治体交流事業についてであります。合併時に旧新庄町と提携を結んでおりました岡山県新庄村と、令和2年1月に包括的連携に関する協定を締結いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響により交流事業が難しい状況ではありますが、今後も新たな交流事業の在り方について調整を行い、それぞれのニーズに合った形で提携を結び直し、交流と友好を深めてまいりたいと考えております。

国際交流事業についてであります。国際交流事業につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により交流事業が難しい状況ではありますが、市全体として国際感覚を持ち、異文化を理解した上でのコミュニケーション能力を身につけることが不可欠であるという認識の下、コロナ禍後を見据えた国際交流活動の推進や、観光インバウンドの促進などを進めていくため、引き続き既にアプローチした団体との交流を推進するなどに取り組んでまいります。

行政のデジタル化についてであります。行政サービスにつきましては、デジタル技術を活用して業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげるとともに、市民の皆様の利便性を向上させることが、今までに増して重要となっております。令和2年度から導入したテレビ会議システムや、新年度から稼働する電子決裁等を積極的に活用するなど、デジタル改革を進めてまいります。

以上、市政運営に対する私の所信並びに新年度における主要な施策を中心に、その概要をご説明申し上げます。冒頭でも申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症はいまだ収束の兆しが見えない状況であり、その影響により新年度の市政運営は例年にも増して厳しくなるものと考えております。市民の皆様からお預かりした貴重な税金をどのように生かしていくか、皆様のご意見を伺いながら知恵を絞り、創意工夫を凝らし、前例に縛られない徹底

した歳出の見直し及び歳入の確保に取り組んでまいります。また、市民の皆様には、感染予防の取組へのご協力に感謝を申し上げますとともに、安心して暮らせる日常と元気で活気あふれる葛城市の姿を取り戻すために、私をはじめ全職員一丸となって、公務員としての使命を果たしてまいります。

最後に、議員の皆様をはじめ市民の皆様方のご指導とご鞭撻を賜り、計画いたしました諸施策が円滑に推進できますよう、心からお願いを申し上げまして、新年度の施政方針とさせていただきます。

西川議長 施政方針は以上であります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は午前11時45分から再開をいたします。

休 憩 午前11時35分

再 開 午前11時45分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案審議に移ります。

日程第4、議第2号、葛城市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第2号、葛城市教育委員会委員の任命につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、山口容視子氏を新たに葛城市教育委員会委員に任命いたしたく、提案するものでございます。山口氏におかれましては、人格が高潔で、教育、子育て及び地域文化に関する高い識見を有しておられ、最適任者であると認められます。よって、教育委員会委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるとでございます。

よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第2号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

た。

次に、日程第5、議第3号、葛城市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

なお、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第3号、葛城市公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、葛城市公平委員会委員の奥田善啓氏が本年3月22日付をもって任期満了となるため、人格、識見ともに優れており、最適任者である奥田氏を引き続き公平委員会委員として選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第3号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第6、議第4号及び日程第7、議第5号の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての2議案を一括議題といたします。

なお、2議案につきましても委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本2議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第4号及び議第5号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議第4号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員の松浦住憲氏が本年6月30日付をもって任期満了となるため、新たに仲川道興氏を推薦いたしたく提案するものでございます。

次に、議第5号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、人

権擁護委員の吉川紗代氏が本年6月30日付をもって任期満了となりますが、引き続き吉川氏を推薦いたしたく、提案するものでございます。

以上2名の方々につきましては、人格、識見とも優れており、最適任者であると認められます。よって人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本2議案につきましては一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。それでは、日程第6、議第4号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。これより議第4号議案を採決いたします。本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第4号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第7、議第5号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。これより議第5号議案を採決いたします。本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第5号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第8、議第6号、葛城市教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

なお、本案につきましても、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第6号、葛城市教育長の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、葛城市教育長の杉澤茂二氏が本年3月31日付をもって任期満了によ

り退任となるため、教育行政に造詣が深く、人格、識見ともに優れており、最適者である
樺本剛也氏を教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第
1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。樺本氏は平成元年に奈良教育
大学を卒業後、中学校教諭となられ、奈良県教育委員会学校教育課係長、課長補佐を経て、
平成30年から新庄中学校校長に就任し、現在に至っております。

よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第6号議案を採決いたします。
本案について、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第6号は原案のとおり同意することに決定いたしまし
た。

次に、日程第9、報第1号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といた
します。

本件につき、報告を求めます。

溝尾副市長。

溝尾副市長 令和3年度葛城市土地開発公社の事業計画及び予算につきまして、ご説明させていただきます。

令和3年度葛城市土地開発公社予算書をご覧ください。

1ページ目に予算を記載しております。第2条で、予算額は収益的収入が3,617万2,000円、
収益的支出は3,585万円としております。第3条、資本的収入が5,000万円、資本的支出が
8,263万5,000円でございます。

次に第4条、借入金でございますが、限度額を35億円と定めております。

次に、事業計画でございます。4ページをお願いいたします。令和3年度葛城市土地開発
公社事業計画書でございます。

1つ目といたしまして、取得事業明細でございますが、公有地の取得事業費といたしまし
て5,000万円としております。

2つ目でございますが、売却事業明細でございますが、尺土駅前周辺整備事業といたしま
して、公有地売却原価が3,570万1,000円、公有地売却収益といたしまして、3,605万8,000円
でございます。

5 ページをお願いいたします。令和3年度葛城市土地開発公社資金計画でございます。受入資金でございますが、前年度繰越金が796万3,000円、公有地取得事業収益が3,605万8,000円、事業外収益が11万4,000円、借入金が5,000万円で、受入資金の合計が9,413万5,000円でございます。一方、支払資金といたしまして、公有地取得事業費が5,388万4,000円、一般管理費が14万9,000円、借入金償還金が3,200万円で、支払資金の合計が8,603万3,000円で、受入資金と支払資金の差引額は810万2,000円でございます。

6 ページをお願いいたします。令和3年4月1日から令和4年3月31日までの予定損益計算書でございます。事業収益といたしまして、公有地取得事業収益が3,605万8,000円、事業原価といたしまして、公有地取得事業原価が3,570万1,000円、差引事業総収益といたしまして、35万7,000円でございます。一般管理費といたしまして、14万9,000円、事業損失は14万9,000円でございます。事業外収益といたしまして、受取利息が1,000円、雑収益が11万3,000円、事業外収益の計は11万4,000円でございます。事業総収益の35万7,000円に事業外収益の11万4,000円を加え、事業損失の14万9,000円を差し引いた経常利益は32万2,000円で、当期純利益も同額でございます。

7 ページをお願いいたします。予定貸借対照表でございます。資産の部といたしまして、流動資産の現金及び預金が810万2,000円、代行用地が4億136万8,000円、流動資産の合計が4億947万円、資産合計も同額でございます。負債の部といたしまして、流動負債の未払金はなしでございます。固定負債の借入金が2億8,550万円、負債合計、同額の2億8,550万円でございます。資本の部といたしまして、資本金の基本財産が500万円で、資本金合計も同額でございます。準備金といたしまして、前期繰越準備金が1億1,864万8,000円、当期純利益32万2,000円、準備金合計1億1,897万円、資本合計1億2,397万円でございます。負債・資本合計が4億947万円となり、資産合計と同額でございます。

8 ページをお願いいたします。収益的収入及び支出予算説明書でございます。

収入でございますが、公有地取得事業収益といたしまして、代行用地売却収益が3,605万8,000円、事業外収益の受取利息といたしまして1,000円、雑収益といたしまして11万3,000円、収入計は3,617万2,000円でございます。

9 ページの支出でございます。事業原価といたしまして、代行用地売却原価が3,570万1,000円、一般管理費の経費といたしまして、需用費1万8,000円、役務費3,000円、委託料10万1,000円、負担金2,000円、公租公課2万5,000円、経費の計は14万9,000円、支出合計が3,585万円でございます。

10 ページをお願いいたします。収入といたしまして、借入金5,000万円でございます。

次に、11 ページでございます。代行用地取得事業費が5,063万5,000円、借入金償還金が3,200万円で、支出合計が8,263万5,000円でございます。

以上となります。よろしくをお願いいたします。

西川議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件は法の規定により報告のみでございますので、ご了承願います。

ここで暫時休憩をいたします。再開は13時30分でございます。

休 憩 午後0時01分

再 開 午後1時30分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案審議に移ります。

次に、日程第10、議第7号から日程第23、議第20号までの条例の制定及び一部改正14議案を一括議題といたします。

本14議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第7号から議第20号までの14議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第7号、公益的法人等への葛城市職員の派遣等に関する条例を制定することについてでございます。本案につきましては、公益的法人等に対し当該法人等の業務に専ら従事する職員を派遣し、人的援助を行うことが必要と認められることとなった場合に備えるため、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関する必要な事項を定める条例を制定するものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第8号、葛城市犯罪被害者等支援条例を制定することについてでございます。本案につきましては、犯罪被害者等基本法に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、施策の基本となる事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第9号、葛城市印鑑条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、個人番号カードの普及に伴い、利便性の向上と利活用の促進を図るため、市役所窓口での印鑑登録証明書の発行に際しまして、個人番号カードを添付することでも発行ができるよう改正を行うものでございます。施行期日は公布の日でございます。

次に、議第10号、葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、非常勤の特別職である産業医の報酬について、産業医の業務の内容、他の業務における医師への報償額及び他市の産業医の報酬額などの状況を踏まえ、産業医の報酬額を改めるものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第11号、葛城市特別会計条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、住宅新築資金等貸付金の償還がおおむね終了したことから、葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計を廃止し、一般会計において管理するための改正を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第12号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、奈良県に納付する令和3年度の国民健康保険事業費納付金が決定されたことに伴い、国民健康保険税を納付金に見合う額に税率改正するとともに、国民健康保険税の減免について、県下統一基準に基づいた内容に改正するものでございます。その他法律の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に関する特例を定める附則が削られたため、本条例での新型コロナウイルス感染症の定義の改正を行うものでございます。施行期日は公布の日及び本年4月1日でございます。

次に、議第13号、葛城市体力づくりセンター条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、体力づくりセンターの運営状況がコロナ禍により大幅に悪化する中、サービス水準の維持と市への運営収益金の確保を目的に、利用料金の上限額の引上げを行うものでございます。なお、運営上は市外在住者の会費のみを値上げし、市内在住・在勤者の会費は据え置く予定でございます。施行期日は本年7月1日でございます。

次に、議第14号、葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、法律の改正に伴い新型コロナウイルス感染症に関する特例を定める附則が削られたため、本条例での新型コロナウイルス感染症の定義の改正を行うものでございます。施行期日は公布の日でございます。

次に、議第15号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画に基づく介護保険料の改定及びそれに伴う月割り基準額の算定の見直し、また平成30年度税制改正による給与所得控除及び公的年金控除等の引下げに伴い、保険料や保険給付の負担水準に関して、被保険者に不利益が生じないよう所要の改正を行うものでございます。その他法律の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に関する特例を定める附則が削られたため、本条例での新型コロナウイルス感染症の定義の改正を行うものでございます。施行期日は公布の日及び本年4月1日でございます。

次に、議第16号、葛城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、省令の改正に伴い必要なサービスの確保と適正化を図るためのケアプランの点検・検証の仕組みを導入することや、感染症対策の強化、高齢者虐待防止の推進等に関し、所要の改正を行うものでございます。施行期日は公布の日、本年4月1日及び同年10月1日でございます。

次に、議第17号、葛城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、省令の改正に伴い、感染症対策の強化や高齢者虐待防止の推進等に関し、所要の改正を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第18号、葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、省令の改正に伴い、認知症対応型共同生活介護の共同生活住居数の弾力化と、サテライト型事業所の基準創設や感染症対策の強化、高齢者虐待防止の推進等に関し、所要の改正を行うもので

ございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第19号、葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、省令の改正に伴い、介護予防認知症対応型共同生活介護の共同生活住居数の弾力化と、サテライト型事業所の基準創設や感染症対策の強化、高齢者虐待防止の推進等に関し、所要の改正を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

最後に、議第20号、葛城市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、政令の改正に伴い、当該政令の引用条項の条ずれの改正ほか所要の改正を行うものでございます。施行期日は公布の日でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本14議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第7号、議第10号、議第11号、議第20号の4議案については総務建設常任委員会に、議第8号、議第9号、議第12号から議第19号までの10議案については厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査を願います。

次に、日程第24、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第21号、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体のうち、本年3月31日をもって葛城広域行政事務組合が解散され、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、奈良県知事に許可を申請するに当たり、同法第290条の規定に基づき、議決を求めるものでございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第21号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第21号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第25、議第22号から日程第27、議第24号までの工事請負契約関係の3議案を一括議題といたします。

本3議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第22号から議第24号までの3議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に議第22号、工事請負契約の締結についてでございます。本案につきましては、JRが施工しておりました架道橋と道路部とのすりつけ部分につきまして、U字構造体の設置工事をしようとするもので、工事区間は架道橋の西側及び東側の一部となっております。本年2月2日に一般競争入札を実施した結果、3者が応札し、吉井建設株式会社が落札いたしましたので、契約金額1億4,080万7,700円で請負契約を締結しようとするものでございます。

次に、議第23号、工事請負契約の変更契約の締結についてでございます。本案につきましては、葛城市立磐城小学校附属幼稚園改築工事において、施工時に出現した地中障害物の撤去処分費用等の増額により、契約金額を7億162万2,900円から7億947万3,600円に変更し、工事請負契約の変更契約を締結しようとするものでございます。

最後に議第24号、工事請負契約の変更契約の締結についてでございます。本案につきましては、中央公民館及び市民体育館耐震他改修工事において、設計当初想定していた市民体育館本体のアスベスト除去費用が不要になったことや、中央公民館と市民体育館の共通仮設計画の重複部分の見直しなどにより工事経費が削減されたため、契約金額を4億1,000万8,500円から4億175万8,500円に変更し、工事請負契約の変更契約を締結しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本3議案につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

岡本議員。

岡本議員 それでは、議第23号についてお聞きをいたします。

私、厚生文教常任委員会に入っていないので、ちょっと教えてほしいんですが、今、市長の説明は、地中からコンクリートがらが出てきたということやけども、このがら、この契約につきましては、元年の6月議会で契約締結になってる。3か年の継続事業です。どの時期にこれが出てきたのかということです。それと今、増額、785万円ほど増額になっている

わけやけども、この幼稚園の工事請負の予算を見ていったら、予算がないというのか、予算上七百何万円の予算が不足してる。これに対して、増額の契約をされてる。恐らく流用になってんねやろう。多分、幼稚園の目の中で、節の利用されているように思う。このような大きな金額を、いわゆる補正予算もしないで、本当にやり方がええのかどうか。法的にはいけますよ。ところが、厚生文教の所管の委員会で話をされたかどうか知りませんが、なぜこういうことになったのか。もっと早い時期に分かっておったら、補正もきちんとかけてやっていくのと違うのか。何ぼ急ぐさかいと言うたかて、こういうようなやり方が正しいのかどうかということを教えていただきたい。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。ただいまの岡本議員の質問に対してお答えさせていただきます。

まず1点目、地中障害物の出てきた時期でございますが、この工事、2年間にわたりました行っております。そのうち1期目の工事につきましては令和元年の9月頃、そして2期につきましては令和2年の5月頃、地中障害物が出現してまいりました。

それと2点目、増額の予算がないというところでございますが、この予算の対応につきましては、同じく幼稚園費の幼稚園管理費のところから、785万円の流用により対応させていただいたという経過になっております。それで、なぜこのようになったかということでございますが、本工事の契約は議決案件でありまして、本来でありましたら経費の確定を早期に行った上、必要な変更について議会にお諮りするべきところではございますが、地中障害物の処理等について、工事を進めるに当たって避けられない必須の工事であり、工事費が増額とならないよう工事内容の精査をしておりましたが、その後軟弱地盤の改良等によりまして、工事費の確定が令和3年2月にずれ込んだため、仮契約が令和3年2月に行うこととなり、このような変更となったものでございます。

以上です。

西川議長 岡本議員。

岡本議員 部長から正直に答えていただいたということです。こんな大きな現場で、誰が担当されているのか知らんけども、少なくとも業者、施工管理業者、役所、週に1回は必ず打合せしてるはずや。今言われたように、去年の5月にも分かってる、その前の9月に分かってる。できるだけ増額しないように頑張ってきたということは事実やと思います。しかし、出てきたことを認めた以上は、どんだけの増額があるのか、あるいはそんな中で減額できる箇所がどこにあるのかということ、絶えずチェックするのが担当職員、週に1回でも打合せしとったら、きちっとそれはできるはずや。それを今言うているように、流用はできまんねやと、上の指示があったのかどうか知らんけども、いつも言うふしに流用できるんなら、こんな補正予算する必要ない。また新年度予算、こんな節まで、細かいとこまで審議する必要ない。ずっと私は十何年言うてきた。ところが、現実的に、何ぼ言うたって勝手にしゃべるとけど、私らは私らのやり方で行きまんねんというのと同じやり方や。やっぱり幼稚園のことや、反対はしません。しかし、やっぱりもっと襟を正して、きちっとした執行をしてもらいた

い。そういうことだけ言っておきます。もう答弁は結構です。

西川議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第22号議案については総務建設常任委員会に、議第23号及び議第24号議案については厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査を願います。

次に、日程第28、議第25号、和解することについてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第25号、和解することにつきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、平成29年度における本市学校給食に係る米飯、パンの納入業者であった相手方が、市が同年度中に納入業者を変更したことが債務不履行に当たるとして、市に対し損害賠償金2,951万6,271円の支払いを求めて提起した民事訴訟であります。市は損害賠償金のうち、相手方の幼稚園の米飯分に係る請求額の約2分の1である75万円を和解金として支払い、裁判上の和解とすることにつきまして、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第25号議案については厚生文教常任委員会に付託し、審査を願います。

次に、日程第29、議第26号から日程第34、議第31号までの令和2年度補正予算6議案と、日程第35、議第32号から日程第43、議第40号までの令和3年度当初予算9議案の予算関係15議案を一括議題といたします。

本15議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第26号から議第40号までの15議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第26号、令和2年度葛城市一般会計補正予算(第10号)の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,755万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ214億9,569万1,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、事業費の確定等に伴う不用額の減額、また国の補正予算に伴う補正といたしまして、年度を前倒しして補正予算を計上するもので、土木

費では地域連携推進事業や河川管理事業、教育費では小学校管理事業などがございます。第2条は繰越明許費でございます。地方創生臨時交付金事業や、国の補正予算に伴う事業等、25事業でございます。

次に、議第27号、令和2年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億451万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億7,751万円とするものでございます。主な補正内容につきましては、不用額の減額でございます。

次に、議第28号、令和2年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第5号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ256万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,645万3,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、損害賠償請求事件に係る弁護士委託料及び和解金の追加でございます。

次に、議第29号、令和2年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34万2,000円とするものでございます。補正内容につきましては、需用費の減額及び一般会計繰出金の追加でございます。

次に、議第30号、令和2年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ247万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億164万5,000円とするものでございます。補正内容につきましては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定による追加でございます。

次に、議第31号、令和2年度葛城市下水道事業会計補正予算（第3号）の議決についてでございます。本案につきましては、下水道事業収益で1,119万2,000円を追加いたしまして、下水道事業収益の総額を12億8,513万円とし、下水道事業費用で300万2,000円を追加いたしまして、下水道事業費用の総額を12億2,253万2,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、不用額の減額及び有収水量の増加に伴う下水道使用料等の追加でございます。

次に、議第32号、令和3年度葛城市一般会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は157億2,000万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと、10億6,800万円の減となっております。

主な事業といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策事業、新庄小学校区学童保育所整備事業、尺土駅前周辺整備事業、GIGAスクール構想による端末整備に伴う学校情報化推進事業、市内消費活性化事業など、引き続き市民第一の住みよいまちづくりの実現に向けた予算となっております。歳入予算につきましては、市税で39億7,960万9,000円で、前年度比5%の減を見込んでおります。また、繰入金といたしまして6億6,837万9,000円を計上いたしております。

次に、議第33号、令和3年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は38億9,500万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと1億1,500万円の増となっております。歳出の主なものといたしましては、保険給付費で27億1,675万7,000円、国民健康保険事業費納付金で11億178万2,000円となっております。これらの財源には国民健康保険税、県支出金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第34号、令和3年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてでございますが、保険事業勘定では予算の総額は32億6,890万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと、1億7,270万円の増となっております。歳出の主なものといたしましては、保険給付費で30億6,723万2,000円、地域支援事業費で1億5,998万円となっております。これらの財源には保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、介護サービス事業勘定では予算の総額は2,730万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと、70万円の減となっております。歳出の主なものといたしましては、サービス事業費で2,657万4,000円となっております。財源には介護予防サービス費収入、一般会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第35号、令和3年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は3億9,340万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと、1,670万円の増となっております。歳出の主なものといたしましては、学校給食センター調理・配送等業務委託料で1億362万円、給食材料費で2億1,023万3,000円となっております。これらの財源には学校給食負担金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第36号、令和3年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてでございます。

予算の総額は1,970万円でございます。令和3年度にも墓地の公募を予定しております。前年度当初予算額と比較いたしますと、370万円の減となっております。歳出の主なものといたしましては、墓地返還に伴う償還金として642万6,000円、積立金で1,018万円となっております。これらの財源には霊苑管理料などを見込んでおります。

次に、議第37号、令和3年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は1,810万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと40万円の増となっております。歳出の主なものといたしましては、職員給与等で683万8,000円、介護認定審査会委員報酬で576万円、障害支援区分判定審査会委員報酬で90万円となっております。これらの財源には介護認定審査会共同設置負担金、介護保険特別会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第38号、令和3年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は5億810万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと1,000万円の増となっております。歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金で5億324万4,000円となっております。財源には後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第39号、令和3年度葛城市水道事業会計予算の議決についてでございますが、令

和3年度の業務の予定量といたしまして、給水戸数が1万4,974戸、年間配水量は449万4,000立方メートルを予定しております。収益的収入は7億7,747万円、収益的支出は6億8,006万3,000円でございます。支出の主なものといたしましては、県水受水費を含む原水及び浄水費で2億9,201万7,000円、減価償却費で2億4,690万円となっております。資本的収入は5,865万8,000円、資本的支出は4億758万5,000円でございます。不足する額3億4,892万7,000円につきましては、当年度損益勘定留保資金等で補てんを予定しております。

最後に、議第40号、令和3年度葛城市下水道事業会計予算の議決についてでございますが、令和3年度の業務の予定量といたしまして、水洗化人口は3万4,748人、年間有収水量は384万9,000立方メートルを予定しております。収益的収入は12億4,375万4,000円、収益的支出は12億749万1,000円でございます。支出といたしましては営業費用で10億5,737万6,000円、営業外費用で1億4,981万5,000円となっております。資本的収入は4億7,412万2,000円、資本的支出は9億260万3,000円でございます。不足する額4億2,848万1,000円につきましては、当年度損益勘定留保資金等で補てんを予定しております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本15議案については一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議第26号から議第40号までの15議案については、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第26号から議第40号までの15議案につきましては、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻については追って連絡をいたします。

休 憩 午後2時09分

再 開 午後4時40分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

あらかじめ、本日の会議時間は議事の都合により延長をいたします。

先ほど設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に予算特別委員会を開き、選任いただいておりますので、ご報告をいたします。

予算特別委員会委員長、増田順弘君、同じく副委員長、杉本訓規君。

以上でございます。

暫時休憩をいたします。再開は午後5時より会議を行います。

休 憩 午後4時41分

再 開 午後5時00分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案審議に入ります。

お諮りいたします。

ただいま配付いたしております議事日程に記載のとおり、議第23号及び議第24号の2議案を日程に追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議事日程記載のとおり日程に追加することに決定いたしました。

それでは追加日程第1、議第23号及び追加日程第2、議第24号の2議案を一括議題といたします。

本2議案は、本会議休憩中に厚生文教常任委員会を開催し、審査いただいておりますので、審査結果の報告を委員長に求めます。

8番、川村優子君。

川村厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第23号、議第24号について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第23号、工事請負契約の変更契約の締結について（葛城市立磐城小学校附属幼稚園改築工事）であります。

委員から、工事請負契約の2件について、なぜ本日審議する必要があるのか。また、仮に期限が年度内に間に合わなければ、翌年度にずれたら駄目なのかという質問があり、3か年で行ってきた工事で、ほぼ間違いなく年度内に完了できる見込みであり、3月26日の工事期限に間に合わせるには3月25日の議決では間に合わないため、本日議決いただくようお願いしたと答弁がありました。

ほかの委員からは、本会議での質疑でも言われていたが、予算流用はするべきではない。流用した幼稚園費の予算に問題はないのかという質問があり、コンクリートがらや軟弱地盤の問題を解決するための工事費の積算に時間がかかり、補正予算の要求に間に合わなく、やむを得ず予算流用させていただいた。幼稚園費については、会計年度任用職員の採用を見送った分の予算を流用したと答弁がありました。

また、ほかの委員から、工事発注時にきちんと精査し、新たに発生した問題を追加工事費に上げるのではなく、当初の工事費の範囲内で収めるべきではないのかという意見もありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第24号、工事請負契約の変更契約の締結について（中央公民館及び市民体育館耐震他改修工事）であります。

委員から、アスベストの調査はどのように行われ、なぜ減額することになったのかという

質問があり、調査は、設計段階よりも工事段階に行うほうが費用が安いと、工事の段階で調査を行った。資材の型番で、アスベストの含有が不明な資材に関しては、みなしアスベスト含有資材として経費を上げていたが、含まれていなかったために減額することになったと答弁がありました。

ほかの委員からは、足場の重複箇所について今回減額されているが、設計監理の中で少しでも費用が抑えられるよう、今後も工夫して施工してもらいたいという要望がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。このほかにもほかの委員から質疑がなされ、また意見が出されておりましたことを付け加えまして、厚生文教常任委員会の報告とさせていただきます。

西川議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

追加日程第1、議第23号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第23号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2、議第24号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第24号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第24号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、お手元の日程表のとおり、8日、9日、25日それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

なお、10日午前9時30分から総務建設常任委員会、11日午前9時30分から厚生文教常任委

員会、また12日、16日、17日は午前9時30分から、18日、19日は午後1時から、それぞれ予算特別委員会が開催されますので、委員各位におかれましては日程表の日時に審査をよろしくお願いいたします。

皆様方には早朝より慎重にご審議賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会をいたします。

散 会 午後5時07分